

平成 20 年度第 3 回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時 平成 21 年 2 月 16 日 (月) 午後 6 時 30 分 ~ 午後 8 時 30 分

場 所 市役所本庁舎 2 階 202 会議室

出席者

役職	氏名	出席	事務局	
会長	角田 義寛		企画経済部部長	佐々木 隆哉
副会長	傳法 公麿		企画経済部協働推進・市民の声を聴く課長	松田 裕
委員	青木 昭子		企画経済部協働推進・市民の声を聴く課主査	岩本 隆行
委員	五十嵐 満行		企画経済部協働推進・市民の声を聴く課主査	田村 奈緒美
委員	柴田 由美子	×	企画経済部協働推進・市民の声を聴く課主任	西山 隆之
委員	砂子 タケ子			
委員	村山 俊之			
委員	今中 建男	×		
委員	熊谷 美香			
委員	長 良幸			
委員	西 陽子			
委員	松原 勇夫			
委員	三島 照子			
委員	上田 均	×		
委員	吉田 宏和	×		

傍聴者 1 人

=====

【角田会長】

皆さま、お晩でございます。これより平成 20 年度第 3 回石狩市市民参加制度調査審議会を開始します。本日は、柴田委員、今中委員、吉田委員、上田委員 4 名の方が欠席と伺っております。本日の議題は、ご案内のとおり第 4 次審議会からの答申事項ということです。先日、事務局からお送りいたしました資料はお持ちでしょうか。本日の予定時間としましては、8 時半くらいを予定しておりますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入らせていただきますが、その前にいつも申し上げておりますように、録音しておりますので、指名された上でお名前を申し上げますので、その後にご発言をお願いいたします。先程申し上げました通り、本日の議題は第 4 次審議会としての答申についてですが、前回の審議会の中で、皆さまにお諮り申し上げましたところ、年度毎の答申、いわゆる中間答申的なものはいらんではないか、私共は 2 年間の任期でやらせていただいておりますので、平成 21 年度の終わりに答申をすることではないかというご意見がありましたので、とりあえず平成 20 年度の締めくくりと言いますか、中間的な論点の整理、答申に向けての前回までの審議を踏まえた論点の整理を事務局と相談しながら、一応中間的に整理したものを皆さまにご説明をし、それについての漏れや、また別な意見があればお伺いした上で、また年度が変わりましたら、平成 20 年度の市民参加の状況などを聞いて事務局

とも調整しなければならないと思いますし、その上で最終答申ということになると思います。とりあえず、今日は中間的な意味で 1 回まとめましたので、それについてのご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。それでは、お手元に資料が 3 つほど配られていると思いますが、これらについて事務局から説明していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【事務局（岩本主査）】

それでは、私の方から資料の説明を差し上げたいと思います。お手元にございます資料 1 ですが、これまでの第 4 次審議会での発言内容から答申のポイントとなると思われる点をまとめたものです。主な意見としましては、『公聴会、パブリックコメント等の手続の選択基準を明確化すべき』ですとか『案件によっては、「意見交換会」・ワークショップなどの義務付けも必要ではないか』といった意見がありました。一部取り組んでいる事項もございますが、これまでの審議会の議論から、答申のポイントとなりそうな点を大きく 3 つにまとめました。まず 1 番目ですが、具体事例に対応した手続選択の基準・マニュアルづくりについて、2 番目としては、職員研修の充実についてです。これは、職員アンケートなどから、実務に携わる職員が市民参加手続の実施を行う際の不安から、実務的な研修やマニュアルの整備を求める声が多く、担当者によって市民参加手続の手法を選択する際のバラつきなどが生ずる事がないようにするための具体的なマニュアルづくりであったり、公聴会等の手続手法の選択基準を設けるべきではないか、といった審議会でのご意見ですとか、案件に応じた「地域説明会」「ワークショップ」などの義務付けも必要ではないかといった、審議会での意見を元に項目立てしております。

次に、資料裏面の 3 番目『市民の参画意識を高めていくための方策の検討について』をご覧ください。意見交換会への参加者が少なかったり、パブリックコメントへの意見が少ないなどの現状を踏まえ、より多くの市民に関心を持ってもらったり、意見を出してもらうための環境づくりを検討すべきではないかとのこの審議会での意見をもとに、答申のポイントとしてあげました。具体的な方策としては、出された意見がどう活かされているかということが、当事者だけではなく他の市民にもわかってもらえるような工夫であったり、審議会が市民にとって身近で、活発に行われていることを知ってもらう努力などがあると思います。

以上、答申のポイントとしてまとめてみましたが、本審議会でも検討する際の参考資料としていたしまして、同じくお手元にございます、資料 2 の「全国の他市の取り組み状況」と資料 3 の「これまで行なった市の取り組み」を用意しましたので説明させていただきます。

資料 2 の市民参加手続に関する他市の状況ですが、これは他市の市民参加制度の状況についてまとめたものです。会長から本審議会の打ち合わせ時に京都市の話しもあったのですが、取り急ぎ意欲を持って取り組んでいる他市の取り組み状況についてまとめてみました。先ほども述べましたが、これまでの職員アンケートの結果から職員が市民参加手続に関して不安があるといった意見が出されていることから、制度の適正な運用を図るため、具体的な内容を盛り込んだマニュアルの作成ですとか、公聴会・ワークショップ等の手続の手法の選択基準を設ける必要があるのではないかと行った意見が、審議会の中でございました。その点を踏まえ資料 2 では、(1) 公聴会・ワークショップ等手法の選択基準の有無ですとか、(2) 手法選択の際の「審議会」の関わり、マニュアルの作成状況などについて、これらの点について他市の状況をまとめております。まず各市の市民参加手続は、ほとんどの市がパブリックコメントを中心に行っておりまして、公聴会やワークショップ等その他の手法を選択する判断は、その案件に応じた所管の判断にまかされております。そのため、後で説明するマニュアルについてもパブリックコメントの運用についての記載が中心でありまして、意見交換会やワークショップといった他の手

法については、石狩市の場合は、施行規則の別表に抽象的ではありますが、手法選択の際に配慮すべき細目が規定されているのですが、他市においては、これらの具体的な基準が示されているところはありませんでした。次に(2)市民参加手続の手法選択への審議会の関わりについてですが、旭川市や鹿児島市などでは、年度末、あるいは年度始めに開催される審議会で、新年度の市民参加手続の予定案件をその手法を含めて公表しており、その是非について、委員からの意見を聴く機会を設けています。石狩市でも新年度の予定につきましてはご存知の通りホームページなどで公表しておりますが、手続選択の適正化を図る意味では、審議会を活用する他市のやり方も参考になると考えています。次に、案件を所管する課と市民参加推進部局との役割分担を見ますと、市民参加手続の実施はどこも案件を所管する部局で行っておりまして、市民参加推進部局は、案件の取りまとめですとか、手続の進行管理等を主に担当しております。これらの関係で特徴的なのは、やはり本市でありまして、本審議会の答申に基づきまして、平成17年10月から全庁の市民参加手続情報の公表事務を推進部局であります「協働推進・市民の声を聴く課」が一元的に管理することとしておりまして、その一連の手続の中で、公表漏れですとか不適切な手法選択などを防止し、適正な制度運用に取り組んでおります。こういった推進部局にここまでの業務を担わせている市は、調べた中では他にありませんでした。次に職員研修の実施状況についてです。全職員を対象とした研修は制定当初にのみ行い、その後は新規採用者や担当者のみを対象としたり、節目の年に管理職を対象として実施しているところが多く、本市のように毎年、全職員を対象として実施している市はございませんでした。他市の具体的な内容は、先程から回覧いただいておりますマニュアルをもとに、条例の解説や手続の運用に関する留意点について行っています。次にマニュアルの作成状況ですが、他市の場合、例えばパブリックコメントの公表事務などは全て案件を所管する部局で行っておりますので、旭川市のマニュアルのように、事務手続については詳しく記載されておりますが、本市の場合は、先程申し上げたとおり当課で公表事務に関する一元管理を行い実施しておりますので、公表に係る具体的な事務の留意事項については、マニュアルには載せておりません。その他、特徴的な点としては、石狩市の場合は、手続に関わる職員がイメージ出来やすいように具体的事例を今年から掲載しています。また、西東京市の場合、具体的事例の記載はありませんが、今日お渡ししております資料「西東京市のマニュアル(抜粋)」にあるような各事業にあった手続の流れがイメージできるような工夫がされており、当市もこういう形のものを入れ込むことは可能であると考えております。旭川市の場合は、手続は原則としてパブリックコメントでありますことから、パブリックコメントの公表事務も含めまして、担当者が実務レベルで必要となる事項が詳細に記載された事務手続のマニュアルとなっております。その他、鹿児島、和光、大和市につきましては、具体的事例の記載はなく、条例の解釈ですとか運用の手引きといった印象でした。次に各市の特徴的な点ですが、西東京市の場合ですとアドバイザー職員を配置しております。これはマニュアル作成時に各課から集めた担当者を任命しておりまして、身近に相談できるように配置しております。和光市につきましては、実施担当部局において市民参加手続の事前及び事後の評価シートを作成し、審議会において個別評価を実施しております。こちらの評価シートですが先程から皆さまに回覧いただいております資料の中に入っております。

続きましては資料3ですが、これまで行ってきました当市の取り組みになります。これは、本審議会からいただいた答申や提言などをもとに実施したのものも含めまして、市民参加制度の充実を目的としてこれまでに行ってきた市の取り組み内容です。まず、適正な制度運用を図るために、先程も申し上げましたが、市民参加に関する手続に関する公表事務を一元管理する部局を創設しております。また、審議会等の委員選任や審議会等の運営方法、議事録の作成等の事務取扱を定めた審議会の運用に関するガイ

ドラインを平成 18 年 5 月に策定しております。次に、市民参加の推進及び市民参画意識の向上に向けた取り組みですが、制度啓発の取り組みとしましては、広報、新聞、あい・ボードなどで審議会やパブリックコメント手続の情報を掲載しております。今年度からは、これらの他に、メール配信サービスも併せて開始しております。市民参加の促進に向けた取り組みとしましては、まず、応募希望者登録制度があります。審議会公募委員の掘り起こしを目的として、年度当初に登録の募集を行い、登録者へ希望する審議会などの公募案内や開催案内を登録された方へお送りしております。2 つ目に関係団体への周知・関連施設への掲示を行っています。手続テーマに関連する団体があるときは、その団体へ個別周知ですとか、手続テーマに関連の深い施設があるときは個別に施設へ掲示しております。3 つ目に、パブリックコメントの個別案内を実施しております。パブリックコメントに意見を提出したことのある市民の方へ、以後パブリックコメントがある度に、個別に情報提供をしております。こちらは、希望者のみとなっております。以上、資料の説明となります。

【角田会長】

どうもありがとうございます。只今、資料 1 から 3 までご説明いただいた訳ですが、事務局もご苦労されておまして、資料 2 , 3 につきましては改めてお調べいただき、石狩市以外の市ではどのような制度になっているのかお調べいただいていますし、資料 3 については、今まで石狩市として審議会の答申を受けてどのように充実させてきたかの取組内容をまとめた資料でございます。これからの議論の参考になればと用意していただきました。それでは資料 1 番目でございますが、前回までの審議会でいただいた意見をもとに第 4 次審議会としての答申のポイントを、20 年度末としましては 3 つの項目で準備をさせていただきました。ひとつは、手続選択のマニュアルづくり、2 つめは職員研修の充実、3 つめが市民参加意識を向上するために、ということで論点の整理をしたところですが、それについて委員の皆様からの意見をいただきたいと思っております。1 回目、2 回目の議論の中で、今回このようになりましてけれども、漏れている点があればご指摘いただきたいと思っておりますし、それ以外でもご質問があればいただきたいと思っております。手続選択・基準のマニュアルづくりについては、長委員から色々ご意見がありましたけれども、ひとつ確認しておきたいのですが、従前、地域説明会についてご議論いただきましたけれども、その中で地域説明会というのは、既に市として決まった事項を地元の方々へ説明するのが地域説明会であって、今の市民参加制度にはあたらないという定義をいただきました。そのため、これからは市民の方々から意見をいただきたいという場合は、意見交換会という表現で審議し、従来地域説明会という言葉で表現したものは、意見交換会ということによりよく確認いただきたいと思っております。

【長委員】

先程会長がおっしゃったとおり、資料 2 を見ても市民参加手続実施の担当部局は、ほかの市を見ても案件を所管するところがやるというのが実際のところだと思うのですが、それぞれの課でそれぞれの感覚の違いによって、これはパブリックコメント、これは説明会というように判断に違いが出てくると、それに影響を受ける市民の方としては、何となく差別をされていると感じるのではないだろうかという気がします。そういう意味ではきちんとマニュアル化して、これについてはパブリックコメントで、これについてはまた別の手法でやっていくということであれば、もう少し整理されるのではないかと思います。特に市民生活に密接に関係する、例えばごみの有料化ということになると、全市民的なことに関心が多いでしょうが、例えば会館の閉鎖や料金などとなりますと、それを使っている人は関心があるが、使っていない人は関心がない、または実際に使うようになって初めて関心が出てくるという気はしますが、そういう意味では、やっぱり他の市でも先程データを見せてもらいましたが、案件を所管する課で

手法を決めています。是非、石狩市においては、もう一步進んできちんとマニュアル化することによって市民の皆さんに透明性を理解してもらおうというか、こういっては怒られるかもしれないが、特に私は別の町村から来たので、行政の都合のいいようにやっているのではないかなと思うこともありますので、そういうところをはっきりした方がいいのではないかなという気がしています。

【角田会長】

具体的に基準そのものをどうするかといったことについてはご意見をいただかないといけませんし、はっきり整理できるかどうかという確信もないのですが、出来るだけ、基準を明確にして取扱に齟齬がないように、アンバランスがないようにというのが大事だと思いますので、来年度に入ってから審議の中でも具体的に出てくればいいと思います。

(1)の手続マニュアルの改訂、より具体的な事例を盛り込む、これについても少しでも具体的な事例を掲げながらマニュアル作りをした方が、各現課で判断する場合も、そう不公平にならないのではないかなという感じがします。これもその最終答申でどういう形になるかわかりませんが、より具体的なマニュアルを作っていきたいというポイントですね。あと、皆さん何か漏れているところなど、全体的に見てごさいませんか。職員研修の充実という整理をさせていただいていますが、これも職員アンケートなどで結構毎年なのですが、研修をもう少し充実してくれという意見も多かったということです。第4次審議会の答申のポイントとしても挙げさせていただいていますが、それも実践的な研修の実施ということで皆さんからのご意見が出ていましたけども、紛糾事例だとかあるいは審議会での議論を活用しながら、職員が不安に感じながら市民参加手続をしなくてもいいように、具体的な事例を盛り込みながら研修をしていただきたいという提言であります。

3点目の、市民の方から広く意見をいただきたいということですが、実際は、パブリックコメントをやっても意見が出て来ないとか、あるいは意見交換会でも出て来ないとか、あるいは具体的な事例で、町内会館など施設の廃止のときでも町内に話を下ろしてもなかなか意見が出て来ないなどの話がありましたので、まず、市民の参加意識を高めて行くことも必要ではないかというご意見がございました。3つ目のポイントとして、そのために今考えられる具体的な手法ということを掲載しておりますが、何かございましたら意見をいただきたいと思います。来年度に入りましたら、平成20年度の実施状況の説明などもありますし、それから先程申し上げました職員研修なども実施されることと思います。来年度に入ってから論議の中で、さらに内容を深めてとりあえず中間的に、今年度ものとしてまとめましたけれども、こんな感じでよろしいでしょうか。何かあれば、また後ほど伺いするとして、次に資料2でごさいますけれども、他市の市民参加手続に関する資料をまとめていただきました。これについて何かご質問、ご意見等があったらお受けしたいと思います。石狩市はかなり一生懸命やっているという感じなのですが、これ以外の市で市民参加手続あるいは条例などを作ってやっているところはほとんどないのですよね。

【事務局(松田課長)】

会長がおっしゃっていた京都市も色々な形で一生懸命やっているようでした。ただ、どこの市も、長委員がおっしゃるように、こういう場合はこの手続、そういう場合はその手続というように、はっきりした形での表現はないようです。毎年決まった物をコンスタントにやるわけではないだけに、基準は現実にはありませんでした。ひとつの方法として、審議会に予定案件を手法も含めて公表し、そこで出された意見をひとつの判断材料として活かしていくとか、具体的な個別評価をしっかりとやるというのはあると思います。条例等を紐解いていくと、当市も市民参加の対象となる行政活動について、その手続

手法の大枠は書いてあります。規則の中には手法を選択するに当たって、どういう観点で選ばなくてはならないのか、例えば、特に重要であるというものについては、複数の手法を取り入れるだとか、こういう場合には、公聴会を選択するのもひとつの選択であるとか、抽象的ではありますがその辺のことについては記載されています。色々調べてみましたが、他市においては、当市以上に踏み込んで書いてあるところはありませんでした。裏を返せば、どこの町も行政手続の市民参加はこうでなければダメだという正解が無い中でやっているのが現実だということが言えるのだと思います。そういう中でやっているからこそ、色々な試行錯誤があり、審議会の中で評価をしていただいて次の機会に活かしていくというのが一般的なのではないかと、今回調べて改めて実感しました。

ご覧いただいている西東京市のマニュアルは、行政手続の代表的なケースごとに手続の流れを示したイメージ図が出てきます。我々市民参加手続の事務担当から見れば、その内容は極めてアバウトで、これのどこが分かりやすいのだろうか、という気持ちもありますが、もしかしたら、それは毎年 60 数件の事務に携わっていることで事務局としての感想であって、市民参加の担当部署ではなく、ここ数年手続事務に一切関わったことのない職員にとっては、その印象が違うのではないかという気もしています。実際に、前回の会議以降、職員に 2、3 ヒアリングしてみましたが、彼等の中でもイメージが漠然としていて、今は何が足りないからこうして欲しいということをはっきり言える人はいませんでした。考えてみると、マニュアルを必要としている職員はこのような人たちであり、そういった意味では、西東京市のようなイメージ図をベースに、例えばパブリックコメントの期間は 1 ヶ月とらなければならないとか、広報に載せるのであれば 2 ヶ月前には手配しなければならないというような、手続に要する時間的な要素なども入れ込んだものを作った方が、イメージをつかめるのではないかと思っています。

【三島委員】

今の松田課長の話の話を聞いていると、すごく基本的なことがわかっていない職員が多いということでしょうか。

【松田課長】

手続についてのイメージ的には、アバウトなのでしょうね。

【角田会長】

毎年研修など内容濃くやっているはずなのでしょうけれど、全職員を対象に色々聞いてみると、職員の意識として、そうでもないという状況なのだと思いますね。

【三島委員】

誰でもそうだと思うのですが、自分がその職場に当たらなかつたら経験できないですし、分からない。ということであれば、経験して分かっていただくしかないのかなと思いますが、すごく残念ですね。

【角田会長】

この西東京市の資料を見せてもらって思ったのは、かなり具体的なケース毎に、こういう場合にはこれといった、中身は画一的でパブリックコメントとか、意見交換会とか、手続そのものを決め付けられているような感じはしますけれども、さっき言っていたようなあまり経験がない職員を見ると、比較的分かりやすいのではないかという感じはしました。

【三島委員】

これだけ詳しく書いてあると、私達市民も、こういう場合にはこういう市民参加手続をとらなければいけないのではないですかと言えるようになるのではないかと思います。

【角田会長】

この整理の仕方は割と分かりやすくいいですね。単に言葉だけで計画・事業などについて言うよりは、事業、政策の中身、ケース毎に整理されていますよね。

【五十嵐委員】

これを見ても、事例によって細かく出ておりますが、非常に分かりやすいと思います。西東京市という市は、どちらの市なのでしょう。東京、埼玉あたりでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

東京都の保谷市と田無市が合併してできた市です。

【五十嵐委員】

了解しました。

【長委員】

先程、部署によっては、実際の事例に立ち合うことがないから、なかなか理解できないというようなことを言っていましたが、例えば教育の問題であったり、学校給食の問題であったり、ごみの問題であったりというのは、実際に一番市民と行政との接点が多いと思いますので、パブリックコメント以上の手続きをしなければならない機会が増えると思うのですが、それ以外の部署では、職員が事例に立ち会う機会が少ないのかなと思いますので、実際にそういった実践的な事例に他の部署の職員も積極的に参加してもらおうというような事を進めていただければ、その辺がもっとつかめるのかなという気がします。以前も言ったことがあると思いますが、このマニュアルの中に Q&A みたいな形で、こういう事例の時にはこういう事をやりました、その結果がどうでした、というところまで含めて、実際の事例を書いていけると良いと思います。それを積み重ねることによって、条例の見直しもあると思います。今手持ちの材料でとりあえず組み立ててやってみて、そこからのスタートで良いのかなと思いますね。それが職員にとっても、どんな手続きをすればいいんだという一つの指針になるでしょうし、また私達にとっても、そういうものがある程度あれば、こういうことについてはパブリックコメントではなく、別の方法でやってくださいと担当者に相談できるから、それがひいては市民と行政の相互理解になるし、行政のやっていることに対する市民の理解が進んでいくことになり、最終的には市民との協働がスムーズにいくのではないかなという気がしています。始めから 100 パーセントのものは求められませんが、とりあえず今までの事例をうまく整理することによって、我々の出発点とするようなことが出来ないかというのが、私の意見です。

【事務局（松田課長）】

今日お持ちでない委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、2 回目の審議会でお配りした当市マニュアルは、1 ページ目に市民参加手順をやると決まったら、パブリックコメントだったらこう、公聴会であったらそう、というような流れを示したフローチャートを記載しているのですが、普段事務手続きに携わっていない職員にとってはハードルが高い表現のようです。西東京市のように代表的な行政手順を示し、そこから手順の流れに入っていくマニュアルの書き方というのは、今まで当市ではしていなかったもので、こういう工夫は出来るのかなと思っています。事例として、長委員がおっしゃるように、例えばこれまでやりこんできた事例について、こういう事例はこういう流れでやってきているという内容があれば、特に経験の少ない職員にしてみれば、イメージを掴みやすいのかなと。

【角田会長】

松田課長が言われた通りかと思います。この整理の仕方は分かりやすいですね。三島委員も言われ

た通り、市民の方もこれを見たほうがわかりやすいのではないかなと思います。続いて手順マニュアルの改定、より具体的事例を盛り込むという中身に、こういった工夫をひとつ盛り込んでいけるといいと思います。気になるのは、この西東京市の資料では、5通りの方法で整理されておりますけれど、それぞれ手順が画一的ですよね。説明会をし、さらにパブリックコメントをすとか。これが適正かどうかという気がしますけれども、先程のマニュアル作り、基準作りとも絡んできますが、上手く整理していきたいですね。表現の仕方としてはこっちの方がわかりやすいですね、こういう流れの整理のほうが。

私から質問があるのですが、審議会との関わりの中で、年度当初に当該年度の予定手続案件を諮っている市が結構あるのですね。もし石狩市でも年度当初に審議会に予定案件を出すとなったらどうなりますかね。大丈夫ですか。年度当初に各原課から上がってきた案件の手続をどういう手法で行うかなど固まっていますか。

【事務局（松田課長）】

全てではないですね。この辺は、旭川市など他の市にも聞いていますけれど、年度末に翌年度分の全てが出てくるということは、どの市も現実的には難しいようです。ただ大枠は拾えるので、拾った分はどのようなスタイルで、どの時期にどのような方向でやろうとしている、という部分はおさえています。もとより当市も予定をおさえて公表していくことは条例上決まっていますので、現実としては追加、追加となる部分はありますけど、市のホームページ上で予定を公表しています。完璧なものをまとめて出せとなるとなかなか難しいですけども、その段階でまとまっているものをお示ししてイメージを持ってもらう、簡単な確認をしてもらうということは出来ると思います。

【角田会長】

審議会として、この事業はこの手法も使ったほうが良いのではないかと、といった意見は言えますよね。

【事務局（松田課長）】

あとは、例えば年間に市民参加手続が50件あるとした中で、そのうち年度当初に出てくるのは30件程度だとすると、その30件については年度当初に見ていただけますが、残りの20件が追加で出てきた場合に全てを見ていただくとなると、その都度その都度審議会をやっていくのかといった話になります。ホームページ上で市民を含めて委員の皆さんに公表して見ていただける状態になっておりますので、その辺をどう取り扱うのかなとも思います。せねばならないという取り組みにするのか、より良くしようというスタンスの中での積み上げにするのかという捉え方なのかなと。

【角田会長】

審議会に対して、事前に予定されている市民参加手続について説明があれば、その時点で不足しているところについての意見を述べられることはできますけれども、どちらがよろしいでしょうかね。事業、あるいは原課によって考え方が違うことによって、手続き的にアンバランスが生じているという点については、審議会としてある程度チェックできるようになります。もし心配されるような事案が上がってくれば、審議会として少しはチェックできるのではないかなと思いますけれども。

【長委員】

審議会でもチェックすることが望ましいことかどうか。先程の話にありましたが、ホームページにきちんと載せておけば、その中でこれは手順が違うのではないかと市民のチェックがされることで良いのかなという気がします。40も50もこういう事をやりますということを審議会にかけられて、それを審議会の中で果たしてチェック出来るかという気がしているのです。他の市ではそういうところについては、どうなのでしょう。審議会である程度チェックをしていて、これはパブリックコメントでは

なくて、公聴会をやりなさいとか、何をやりなさいという、そういう形での審議会でのチェックを具体的にされているのでしょうか。

【事務局（松田課長）】

実際、旭川市とかはそういう形で投げかけているようですけども、現実には今までの流れの中でそれについてはおかしいとかいう意見が出て修正をかけたというような案件はほとんどありません。鹿児島市などの議事録を見ても、実際は手続終了後の事後評価の段階で、もう少しこういう方法があったのではないのかという形で当市と同じようにやっているようです。手続前の中でそこまでの状況ということはありませんでした。

【長委員】

こういうのは、たくさん事例を積み重ねていくことでわかることであって、なかなか最初からは難しい部分があるのかなと思います。私は審議会で考えるよりも、こういう手続がありますということが事前に予測される段階で、何らかの形で市民の目に触れるようにすることが必要だと思います。

【角田会長】

ホームページの中で年度当初にわかっている案件については出ているのですよね。

【事務局（松田課長）】

時期については、何ヶ月も前から全てが出せる訳ではないのですが、情報は出しています。

【角田会長】

全ての事業について必要な手続を審議会中にチェックするというのは難しいですかね。

【長委員】

ちょっと荷が重い気がしますね。

【角田会長】

それこそ、開催基準の検討という項目をあげているくらいで、まだはっきりしたものがなくて、今の時点で審議会に上げていただいたとしても、これはどういう手続きだとかは言いづらいかもしれないですね。一つ質問なのですが、鹿児島市の市民参加に関する附属機関のところ、市民参画の新たな方法の調査研究とありますが、これは具体的にどんなことをやっているかわかりますか。市民会議の中で調査研究しているということなのでしょうかね。

【事務局（松田課長）】

詳しい中身については拾いきれていないのですが、おそらく当市の審議会と同様、通常の運用状況の評価であるとか、他にこういう改善点があるとか、そういう部分を話し合うということで議事事項として定めているものだと思います。むしろ会長がおっしゃっていた京都市などはいかがでしょう。

【角田会長】

京都市はやっていることの規模が大きすぎて参考にできないですね。

【事務局（松田課長）】

京都は、10回、20回という開催の中で、色々なガイドラインを作ったり話したりということをしてじっくりやっているようですね。

【角田会長】

そうですね。審議会として、講演会をやったりもしていますね。

【西委員】

質問よろしいでしょうか。資料2の6番の職員研修の実施ということで、全職員を対象に毎年実施と

というのは年 1 回でしょうか。

【事務局（松田課長）】

はい、1 回です。

【西委員】

いつ頃の時期でしょうか。

【事務局（松田課長）】

昨年は 7 月に条例改正がありましたので、それを待って 7 月に実施しましたがけれども、通常は 5 月、6 月頃です。本庁舎で 1 日 2 回実施しております。

【西委員】

1 日 2 講座ということですか。

【事務局（松田課長）】

同じ内容を午前と午後に開催し、どちらかに出てくださいという趣旨です。それを同じように厚田支所と、浜益支所で 1 日ずつ計 6 回を毎年実施しております。

【西委員】

そうすると全職員がそれに参加しなければならないということですか。参加人数は具体的にどれくらいなのでしょう。

【事務局（松田課長）】

全職員の出席は出来ていません。平成 20 年度は 96 名です。

【西委員】

96 名ですか。それはパーセンテージでどれくらいの達成率かではなく、全体の数字で押さえているということですか。

【事務局（松田課長）】

そうです。数字です。

【西委員】

どういう研修をしたかということは、市民に対して情報公開していますか。内容がどのようなことが行われているのか私達にはわからないもので。

【事務局（松田課長）】

市民の方には公表はしていません。実際は、皆様に前回お配りしたマニュアルに基づいた説明をしています。

【西委員】

マニュアルの説明をするとは、講義のような形ですか。

【事務局（松田課長）】

そうです。

【西委員】

わかりました。

【角田会長】

平成 20 年度はマニュアルも少し具体的な事例を盛り込んだ形で改定もされていますので、来年度になりましたら、また新しいマニュアルに基づいて研修が行われるはずですが。審議会の委員としてどんな研修が行われているのかということに興味がある方で、実際に研修に出たいという方はいますでしょうか。

か。もしいれば、事務局に調整をしてもらって1回やりたいと思いますが。

【五十嵐委員】

1回出たいと思います。

【事務局（松田課長）】

内部的な調整ができましたら、皆さまにご案内したいと思います。

【角田会長】

お願いします。どんな研修をしているのか、実際に見たほうが早いと思いますので。毎年職員の方からは結構シビアな意見が出てきているものですからね。何人かの委員の方も来られるようですので、事務局で調整をお願いします。

【五十嵐委員】

私もまだ、こんがらがっている点が結構あります。先程の西東京市のマニュアルを見てみると案外とわかりやすく感じたので、こんがらがったところをもう少し知りたいなど。もう一度最初から、職員と一緒に聞いてみたい、勉強してみたい気持ちになっています。今、見てちょっと分かるようになりました。そういう意味で参加してみたいなど。

【角田会長】

事務局よろしくお願いします。来年の研修スケジュールにご配慮いただきたいと思います。それでは、資料の2について他にご質問はございませんか。石狩市としては、かなり細かく、厳格な規定の中で実施されているようですので、正直あまり他の市で参考になったところがないでしょうかね。

【長委員】

まだ5年位ですからね。あとはやった後の評価ですね。資料の中に出ていますように、(5)の市民参加手続の実施及び運用状況の評価に関する事項ということで評価はされていると思います。色々な事例に対して、こういうことをやって、こういう評価だったという具体的なものがあれば、職員の方もどういう手続にしようかという時に参考になるというか、基準になっていくのかなという気がします。やったことの評価というのは、どこがどう評価するのかというのも難しいですが、実際にどこが評価したのでしょうか。

【事務局（松田課長）】

当市の場合はこの市民参加制度調査審議会です。実際、1回目2回目に、前年度の実施状況だとかの確認をしています。あれが一つの評価で、長委員もちょうどいらっしゃったと思いますが、前回の第3次審議会の時は、まさしく施行後5年を経た時期だったので、5年間を振り返って、どういうふうにしていったらいいかを改めて考えて、例えば公の施設の新設や改良や廃止を、今までは対象としていませんでしたが、今後は対象に入れるべきではないかということで条例改正もしていますし、逆に、縦覧制度などの別制度についても、石狩市は踏み込んで、30日以上市民参加手続をしていましたが、5年間見えてきて、あまり合理的ではないので、それは国の制度に合わせるという見直しをかけました。石狩市は市民参加手続の取っ掛かりが一番早かったということはあると思いますが、資料の2にございますように、他の自治体もそれほどスタートが遅い訳ではなく、1年2年くらいの間にやり始めている自治体がほとんどなのですが、まだ条例を抜本的に切り替えたりしている町は、調べたところではありませんでした。

【長委員】

具体的な事例で気になっているのは、厚田の望来というところの小学校なのですが、これを今後どうしていこうかという話をしていくわけですけれども、例えば、地域に対する周知の方法が、何となく時

間的に差があるみたいに感じています。私は小学校の今月の行事予定で知ったのです。それで小学校に行って、そういうことがあるのですかと聞いたのです。小学校について今後をどうしようかという話をする訳ですが、日程の通知が、先に保護者に行くのは当然としても、それが地域に来るまで 2～3 週間もの時間的なずれがあったのです。今は忙しい時期ではないからいいだろうということかもしれませんが、既にそういうことをするというのが決まっているなら、同時に周知していただかなければ何となく差別されているなという気が起こらないとも限らないし、先程言ったようにマニュアル化してきちんとやれば、職員の方もやりやすくなるのかなという気がします。

【角田会長】

それは廃校の話でしょうか。

【長委員】

多分、話としては、生徒数が少ないから、廃校になるかもしれませんよという話になるのではないかと思います。そういうところからボタンの掛け違いが始まる可能性もあるような気がします。前もってわかっているなら知らせていただきたいと。10 日位前になってからの周知だと若干遅すぎるかなと思います。

【五十嵐委員】

その点はやはり教育委員会がこういうマニュアルを意識していない部分かなという気がします。教育委員会は、学校問題については PTA が主体的にやるからと。当事者にとってはある程度決まって、今後見直しもできなくなってから下りてくる、そういう面が多いのですね。長委員がおっしゃったように、教育委員会も市民も一緒になってやってほしいと思いますね。

【長委員】

結局、一緒に説明会などの場所を設けてくれるということなのですが、その通知が、片方は早くて片方は遅いということがあるから釈然としないのであって、それを一緒にやっていくというようにしなければ、変な誤解が生じるのではないかという気がしておりますので。

【事務局（佐々木部長）】

望来小を統合するとかしないかというような話があるのですか。

【長委員】

そこまでの話かどうかはわかりませんが、現状がこうだから、将来的にどうしようか、それで地域の意見を聴きたいという話になるのではないかと思いますので。

【熊谷委員】

今、子どもが南線小学校にいるものですから、学校の建替えとかの場合には、地域の方との意見交換会があるのだと思うのですが、以前、紅葉山小と若葉小の時には、何回くらい意見交換会をやったのでしょうか。

【事務局（松田課長）】

市民参加手続としては、去年やっていますね。

【熊谷委員】

それは、このようになりまして決まった形で説明があったのでしょうか。

【事務局（松田課長）】

その前に、審議会に準じた検討会議というのがありまして、そこで紅葉山小と若葉小に限らず、全市の適正配置についての話し合いをしております、紅葉山小と若葉小の統合に関するパブリックコメ

てもよく巷で話に出ていますから、市民説明会なり、公聴会これは意見交換会ということになったようですけども、もっと早く周知をした方が良いですね。

【角田会長】

施設の改修だとかでは、今日の話にもありましたが、地域の方からすれば、わからなかったという声が必要出ますね。あるいは、話を聞いた時には既に決定していて、いくら言ってももう覆らない、そんな時点で説明を受けても遅いという意見も必ず出てきますからね。

【砂子委員】

私は廃校よりも現在小学校に行ってる方たちのほうが大事だと思いますね。何が起きているかわからないままなのはどうかと。

【角田会長】

市としても、市民参加手続きをやっているはずなのですが、そういうことが浸透していないこともあるのでしょうか、難しいですよ。

【三島委員】

市はきちんと手続きはやっています。しかし、本当に自分の問題にならなければ、市民はなかなか聞く耳を持たないし、やっていることに対して、自分は知らなかったというのは、ちょっと可哀相かなと思うのですけれど、もう少し情報をとみます。私はボランティアの関係で、広報いしかりはずっと見ているのですけれど、きちんとやっていますよね。それなりに情報は出しています。でも自分に関係ないことは広報を見ても見逃してしまいますよね。そしていざ決まって、新聞とかに載って始めて、あら、ということになると思うのですけれど、市民ももっと石狩市からの情報を取っていかねば、こういうことになるのではないかと思います。

【角田会長】

前回もそのような話が出ていましたね。市民の側の参加意識も大事ではないかということですね。

【砂子委員】

残念ながら、広報よりも新聞の方がみんな見えて、話題に上るのですよね。

【三島委員】

新聞というのは決まってから載りますよね。

【角田会長】

その前に色々な説明や手続きは市としてはやっているはずなのです。ところが、市民の方に言わせれば、聞いていなかった、わからなかったとか、今始めて聞いたとか言う方が多いのです。こういうところをどうしていったらいいのかという点を考えていかなければならないと思うのですが。今日は项目的にはそういう点も踏まえて、市民の参加意識をどうやったら高めて貰えるのか、ということもポイントとして考えていってはどうか。今日この場で具体的にどうこうという訳ではありませんが。

【三島委員】

質問ですが、平成 21 年度ではなくて、今の平成 20 年度についてなのですが、審議会とかあい・ボードを見たら、何々審議会が何月何日になどいつも出ていますが、そういうものの内容をここで話し合うというか、審議会が開催されましたということがここでは報告されないのでしょうか。

【五十嵐委員】

私もいつもあい・ボードは見るようにしているのですけれど、パブリックコメントについての意見提出などはいつも貼ってあるのでよく見るのですが、その後の、どういようになつたかという結果につ

いては、我々はわからないのですね。今は何のパブリックコメントをやっていたかは忘れましたが、出された意見など、そういうものもあい・ボードで出して欲しいなと思いますね。あそこに出るのは、どういう事例についてパブリックコメントを募集しますということだけですからね。何かあったら毎回黄色い用紙で募集は出ていますけれども。

【三島委員】

そのこともありますけれど、私は何々審議会が何月何日に行われたということが広報いしかりに載っていますけれども、この審議会で、どんな審議会でどんな事が話し合われているかなど、少しでもそういう情報がこの審議会で公開されれば、委員の方々がもう少し考えられるかなと思うのです。そういう審議会がどれくらいあるのかとか、どんな状態で行われているのかなども、この審議会で話し合われるものなののでしょうか。それとも、審議会のやり方、審議の仕方もここで話し合われるものなののでしょうか。

【事務局（松田課長）】

色々話し合われて構わないと思います。基本的には前年度の実施状況をベースにして色々話し合っていくのが一般的な進め方ではありますが。市民参加に色々携わる審議会の委員の皆さんなので、そういった情報も基に、より意識を高めていくこともできるのではないかと思います。この審議会自体は年に2回か3回の開催なので、ここで実施状況の資料を配るとなると、6ヶ月分の審議会をまとめたようなものになってしまいます。そういった点では、月1回ペースになってしまいますが、今年度2回目の審議会でお知らせしたように、メール配信サービスなども実施しておりまして、翌月に実施する審議会のお知らせについて、パソコン仕様のメールですが、試行錯誤の一つとして去年から始めておりますので、是非それもお覧いただければと思います。

【角田会長】

再度確認いたしますが、今回我々第4次審議会に対しての市長からの諮問事項は、市民参加についての実施状況の評価と制度そのものの改善についての意見をください、ということなので、毎年第1回目の時に、前年度にどういう案件が、どういう中身で、何件くらい市民参加手続をやってきたかということ、この審議会で報告を受けています。それを受けて、何か問題が無かったかとか、改善点があるのかないのかを審議していただくというのが、我々の役目だと思っております。今まで出された資料を見て、回数や傍聴人が何人いたということをお場で報告を受けてもあまり意味が無いと私は思っておりまして、具体的にどんな意見が出て、それがどう市政に反映されたかということがわからなければならない、という意見も随分出ておりますし、それを踏まえて市に対して改善点として答申をしております。第4次の審議会としても、来年度末の答申に向けてのポイントにはなるかと思います。

【三島委員】

お聞きしたいのですが、審議会ごとに、会のあり方とか運営の仕方がありますが、どうしてそういう運営の仕方をするのかとか、どうしてそういう審議の仕方をしているのかという内容については、どこで審議するのでしょうか。

【角田会長】

そういうこともこの審議会で、具体的に審議会そのものの運営について、これまでに何点か意見が出ていましたよね。そういうご意見があれば、ここで出していただいても結構です。

【三島委員】

わかりました。

【佐々木部長】

これまでやってきているのは、審議会の一般的な部分として改善すべき点があれば、ご指摘いただいて直してきておりますが、今、三島委員がおっしゃったのは、個別の審議会ごとに、こういうやり方は良くないのではないかとというようなことでしょうか。

【角田会長】

個別というのは、他の審議会のことでしょうか。

【三島委員】

そうです。そういうところは、行政側としてはどこでチェックされるのでしょうか。

【佐々木部長】

一般的には、事務局は行政がやっていますが、審議会というのは委員の皆さんの合議制機関ですから、その審議会をどう進めていくかというのは、基本的にその審議会ごとの委員がお考えになることかと思えます。

【角田会長】

それは各審議会でお考えになることではないかと思えますね。この市民参加制度調査審議会については、先程申し上げましたように、今まで運営の仕方について何点が改善して貰っております。

【三島委員】

もう一つよろしいでしょうか。私たちは一般公募ですが、学識経験者の方々は団体の代表として出てきている訳ですよ。

【傳法副会長】

学識というのは私でしょうか。

【三島委員】

そちらの砂子委員でいらっしゃるかと。

【砂子委員】

いいえ、私は学識ではありません。団体代表として出ています。

【三島委員】

団体代表の方も、各団体の方々の代表として出てきているのですよね。

【事務局（佐々木部長）】

正しくは団体推薦ですね。

【三島委員】

推薦で出てきている方たちは、団体に意見を求めて、団体の意見として団体に戻すといった手続きは必要なのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

一般的には、そこまでは求めておりません。それぞれの団体に対して、団体として適任と思われる方を推薦してくださいという依頼をしておりますから、あとは団体推薦で出てきていただいている委員の方々と、その母体団体との間でどういう意見のすり合わせをするかということについては、市役所側としては関知しておりません。それぞれの団体なり、委員なりにお任せしております。

【三島委員】

わかりました。団体として出てきているのであれば、一般公募と違いますので、やはり団体のある程度の意見として審議会に述べていただくのが、団体枠として出てきている方々の使命かなと思うのです

けれど。

【五十嵐委員】

私は文化協会から推薦されておりますが、この審議会の中で、前年度の若葉小のカルチャーセンターのような問題が出た場合には、文化協会に言っているのですけれども、カルチャーセンターの廃止や改修などの問題が出た場合には、私は私なりの意見を持っていますし、市民の方からも意見が出るのではと思います。

【西委員】

審議会委員のことで関連して一つよろしいでしょうか。団体の指名枠と、一般公募と、学識経験者というような個人の肩書きで選ばれる場合があると思いますけれども、任期の終了に際してお聞きします。大体の審議会では任期が2年ということが多いと思いますが、公募であっても、個人指名であっても、続投して欲しいという時は打診があったけれども、次はもう続投はないというときに、たまたまその委員さんは最終の審議会を欠席されたご事情はあったのかもしれませんが、続投しないことになったのだということ、新聞記事で初めてご覧になったとのこと。任命される時は委嘱状が出ますけれども、これで終わりですというときには、何か通知があったほうが親切かなと思います。私はそんなにたくさん審議会委員の経験はありませんけれども、終わった時には、これで終わりましたという連絡をいただいた課もありますし、そうではない課もあります。現場の裁量があるのかもしれませんが、やはり審議会委員のレベルアップや構成のバランスを考えて、より良い審議会をと石狩市が思っているのであれば、審議会委員に対して通知というか、お礼というような連絡があってもいいと私も思いましたし、その方からもあって欲しかったと、今日のこの場で言って欲しいと言われておりますので、ここで発言しておきます。

【事務局（佐々木部長）】

一般的には、最初に委嘱の期間をお知らせしておりますけれども、お礼というのはあって然るべきだと思います。

【西委員】

その方の場合は、お礼を言って欲しいということもあるでしょうが、続投する時としない時の境界線がはっきりしないと。続投する時は、事務局から連絡か何かがあったようなのですけれど。

【角田会長】

2期で限度だとか、任期に何か決まりは無かったですでしょうか。

【事務局（松田課長）】

原則として3期です。

【砂子委員】

この審議会は、2期までというように聞いておりましたけれども。

【角田会長】

私もそのように聞いておりました。

【西委員】

この審議会ではなく、他の審議会の話ですけれども、続投する時とそうでない時と、審議会によってのやり方が色々あると思いますが、続投をしないで終わりなのか、その辺りも曖昧だったりすると、一般公募の場合と個人指名の場合などで、混乱する場合があったように聞いています。

【事務局（佐々木部長）】

続投する場合はいいませんが、続投しない場合であれば、それなりの意思表示をした方がよい、ということでしょうか。

【西委員】

意思表示というか、通知をして欲しいと聞きました。

【角田会長】

解職辞令のようなものでしょうか。

【西委員】

そんな堅苦しいものではありません。それと審議会によっては3回までできると聞いたことがあるのですけれど。

【砂子委員】

ありますね。

【西委員】

そういったときに、2回までやって、3回目があるのかどうかわからなくて、後になって初めて新聞で知ったという話です。1回目と2回目で2年間ずつやって、その先の部分まで行くのかどうかわからないまま新聞で初めて知るといのは、やはり不親切な気がします。1回続投してもらったけれど、今回であなたは終了ですと通知して欲しいということですね。

【角田会長】

委嘱状には、何年何月までとありますけれど。

【西委員】

それはわかりますけれど、続投する場合がありますから。

【角田会長】

その時には、また再度委嘱状が渡されますが。

【西委員】

続投の時にはあらかじめ打診がありますよね。3期できるところであれば、もう1期できるかもしれないと思うのではないのでしょうか。

【角田会長】

その方は続投する気でいたのでしょうか。

【西委員】

そこまではわかりませんが、委嘱状を出したからいい、ということではないと思います。審議会によっては何期もやっているところもありますし。

【三島委員】

一般公募だときちんと書類に応募理由を書いて手続きを踏まないと受け付けてもらえないと思うのですが。

【西委員】

そのあたり、続投するときはどうなのでしょう。

【角田会長】

続投するというより、一般論として基本的に2年間ではないのでしょうか。

【事務局（松田課長）】

会長がおっしゃるように、基本的に委嘱期間はあくまでも2年間であれば、任期は2年間で終了と決まっています。それを最長6年以内という中で、最大3期やることはできますが、あくまでも2年ずつの積み重ねであって、もう1期委員を務めていただく場合には、もう1期お願いしますというアクションがあって初めて次がありますので、基本的にはそのアクションが無く、1期で終わるのが基本だと思います。とは言いましても、前回続投したから今回も続投だろうと思われる方もいらっしゃるでしょうから、先程部長が言いましたように、お礼なり何なりの方法を配慮することはできますし、今まで委員を務めていただいたということからも、続投の有無に関わらず、何らかの方法は取った方がいいとは思っています。

【五十嵐委員】

お礼というのはわかりませんが、個人的には今問題になっている報酬はいただかずに、ボランティアで1期2年間引き受けてもいいくらいなのですけれども、任期を終えたら、お礼とかは不要で、これで終わりですでもいいのではないかと思います。

【傳法副会長】

私のところに非常勤講師として教えに来ていただいている方がいまして、任期が終わりましたら、お礼を書いていますね。ありがとうございました、今後ともご指導お願いしますと。やはりそれは他の審議会であっても、そうした方がいいのではないかと思います。また別の機会にお願いすることもありますからね。任期途中の終了であってもなくても、私のところは必ずお礼を書いています。大学だからそうなのかもしれませんが、その方が私はいいと思います。

【角田会長】

私のところは特にやっていなかったですね。

【砂子委員】

でも、終わりましたと葉書くらいいただいたほうがすっきりするかもしれませんね。

【西委員】

絶対出すべきというものの、という程ではないですけれども、気持ちよく他の審議会なりに応募する気になるという意味ではお礼を出すほうが良いと思います。この場でそういう意見が出たということ、各現場にお伝えいただくと、コミュニケーションの一手段としても、市民参加がしやすいのではないかと思います。

【角田会長】

そういう意見が出たというところでよろしいでしょうか。それでは、今までの話の中にも大分出てきておりますが、資料の3つ目、石狩市の取り組みということで、今までの審議会の意見・答申を基に、どこを制度改善してきたということをもとめてもらったのがこの資料です。例えばあい・ボードの話も先程出てきましたし、第4次審議会の来年度の答申に向けて意見があればお願いします。

【五十嵐委員】

あい・ボードはいつも見ているのですが、あの「あい・ボード」の看板がボードの下にあるものから、色々な市民の方々に聞いても、あれがあい・ボードであるということがわかりづらいということをお聞きします。当団体の軒名前委員からも、あい・ボードについては申し送り事項にもなっていて、何とか考えていただきたいと思えますね。あれを取り替えるのに費用がいくらかかるかわかりませんが、看板を下ではなく、上に移していただきたいと思えます。

【三島委員】

もう既に、あれがあい・ボードであるということは、市民に周知されていると思いますが。

【五十嵐委員】

私もあい・ボードはよく知っておりますし、全てのあい・ボードをチェックして歩きたいと思っているくらいです。最近、色々なものが貼られているのを見かけました。誰かが貼って、すぐに剥がしていったものもありましたし。何人も見えていますけれども、確かにそういうものも貼ってありました。

【事務局（松田課長）】

それはどこのあい・ボードでしょうか。

【五十嵐委員】

差し支えますので、ここでは言えません。

【三島委員】

それは勝手に貼っているということですか。

【五十嵐委員】

わかりません。きちんとハンコが押してあるので、許可を得ているのでしょうかね。

【事務局（松田課長）】

ハンコを押しているのであれば、そこだけではなくて、市内全てのあい・ボードに貼ってあります。

【五十嵐委員】

はい、貼ってあると思います。ただ、そういう内容のものを、あい・ボードに貼るのはいかがなものかなと思ったもので。例えば、政治団体に関するものなど。

【事務局（松田課長）】

特定の宗教や政治に関する広告のものであれば貼りませんが。

【五十嵐委員】

そういう内容ではありませんが、主催者がどうかと思ったものですから。

【事務局（松田課長）】

それは掲示物の内容によって判断させていただいております。そういう組織だから全てを排除するという考え方ではありません。

【五十嵐委員】

その時は内容がおかしいのではないかと思ったものですから、普段からあい・ボードを注意して見たほうがいいのかと思ったのです。今から 1 ヶ月か 2 ヶ月くらい前でしょうかね。

【角田会長】

あい・ボードについては色々意見がありますね。市民に対する認知度はどのくらいなのかとか。

【五十嵐委員】

あい・ボードの「i」はどういう意味なのでしょう。

【事務局（佐々木部長）】

いしかりの「i」だとか、インフォメーションだとか、様々な意味を持たせています。

【傳法副会長】

「i」というのはいい響きですね。

【三島委員】

五十嵐委員がそう言われるということは、あい・ボードに貼られる掲示物の内容が、一般的に皆さん

が納得していないということでしょうか。

【五十嵐委員】

そうだと思いますよ。

【三島委員】

そういう意見は市民の声を聴く課には寄せられないのでしょうか。

【事務局（松田課長）】

掲示物の内容で問題になったということは無いですね。皆様ご承知かと思いますが、基本的には行政情報の掲示板ということで動き出したのですが、役所の情報ばかりでは見てくれなかったり、時期によっては空きが出てきたりしますので、そういうところは市民の皆様にも積極的に活用いただいた方がいいということで運用しております。当然、掲示物の内容の精査ということも必要ですので、何でもOKということにはなりません、それは市民の声を聴く課で一定の審査をした上でやっているの、内容に問題があれば改善しなければならない部分もあります。

【五十嵐委員】

全てそちらでチェックしているということですか。

【事務局（松田課長）】

五十嵐委員のおっしゃるように、きちんとハンコが押されているものであれば、チェックしています。もっとも、たまたま空いている箇所に勝手に貼られるということがあると、そこまでは管理が難しいですが、ハンコが押されているものであれば、市内34あるボードの同じ箇所に貼られています。

【五十嵐委員】

私を含め2、3人が見ていまして、これはどうなのか、と思ったものがあつたものですから。

【角田会長】

それは政治色が濃いということですか。

【五十嵐委員】

そういうことではありませんが、そういう団体ですから、団体名が入るのはどうかと。例えば自民党だとか公明党だとかの主催だとまずいのではないかと思ったのです。

【角田会長】

窓口で判断する際の、あい・ボードの掲示基準みたいなものはあるのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

本日ここには持ち合わせていませんが、基準はございます。

【青木委員】

私のところで、あい・ボードを使う場合があるのですけれども、何日から何日までに貼るものをいつまでに提出してくださいということで掲示物を提出するのです。その場合にチェックが入るのですが、営利に関わるものは一切だめだとか、チェックは相当厳しくやっているとは思います。日付もずれると貼るのは難しいとか、市のほうで責任を持ってやっているとは感じました。

【事務局（松田課長）】

今の掲示作業は、毎週木曜日に貼り替えをしているので、木曜を過ぎるとその週は貼れないということになります。あとは時期によりますが、年末などは事業が少なく空きが多いので、何とかしたいという時もありますが、年度をならして見ると比較的よく活用されているので、予約は受付しておりますが、次週は全く空きがないということもあります。そういう状況なので、市民の皆様様の活動情報などを

全て貼り切れない場合もあることについては、ご不便をおかけしている点もございます。

【青木委員】

名前のことに関しては、政治的なものとかはよくわかりませんが、営利に関するものはだめだと聞いています。

【事務局（松田課長）】

せっかくご意見をいただいておりますので、当課の掲示基準を次回の審議会でお示ししまして、改善できるのであればご検討いただきたいと思います。

【五十嵐委員】

あい・ボードはいつ見てもびっしりで、空いていることはほとんど無いようですから、工夫はされているようなのですが、全ての掲示物の内容を見るのは簡単ではありませんから、よくチェックしなければいけないのかなと思いました。

【角田委員】

それでは次回、基準を事務局から出していただくということによろしいでしょうか。今日の資料 1 から 3 までを含めて、他に何かございますか。

【事務局（松田課長）】

先程話題になっておりました、学校の統廃合の関係ですが、もしかすると情報が本当に遅いということなどがあるかもしれませんので、紅葉山・若葉を一つの例として、どういう流れで情報が開示されて、その後に至っているかということをもとめて、次回お示しします。こういうことをしているのかだとか、この時期ならこうすべきだとかという意見が出てくるかもしれませんので、その辺りを活かしていきたいと思います。

【角田会長】

長委員がおっしゃっていた、厚田の学校の関係も一緒に調べていただければと思います。

【長委員】

望来小です。学校のスケジュールなどとの関係も含めて調べていただければと。

【角田会長】

他の委員の方で、同じような話で気になった方はいらっしゃいますか。今、若葉小学校の統合と、望来小の 2 つが出ておりますが、それでは次回、今の 2 つの件についてよろしくお願いします。

【砂子委員】

希望的観測でお聞きしたいのですが、ホームページでの情報の公表について、私のように自宅にパソコンが無い人もいます。市役所に来て 100 円の有料パソコンしか無いですね。市役所内部の情報だけを無料で見られるようなサービスにはならないのでしょうか。

【事務局（松田課長）】

市役所に来ていただければ、1 階にある情報公開コーナーで、審議会の議事録とかパブリックコメントの検討結果などは、紙ベースで全て閲覧できるようになっています。当課の職員に声をかけていただければ、どこに何があるかご案内します。

【角田会長】

今日は平成 20 年度第 3 回目の審議会ですが、今までの皆さんからいただいた色々な意見をまとめて、中間的に整理をしたのですが、その他ございませんでしょうか。平成 21 年度に入りましたら、色々な実施状況の説明を受けて、それから職員向けアンケートの結果なども見ながら、また新たな視点

からのご意見をいただいて、それを基に最終的に第4次審議会としての答申をまとめて、市長に提出するという段取りになります。来年に入りまして、また新たな状況の中で事務局から説明を受けたいと思います。とりあえず平成20年度のまとめとしては、今日の審議の通りまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

【事務局（松田課長）】

今日お話しいただいた中で、次回の審議会は、平成20年度の実施状況等をまとめる関係もありますので、5月くらいを目処に開催を予定しております。またその時期が来ましたら、ご案内させていただきます。本日のお話の中でありました、あい・ボードの掲示だとか、小学校の統廃合の一連の流れだとかかわかる資料を、実施状況とあわせて配布できるようにさせていただきたいと思います。

【角田会長】

それでは、これもちまして平成20年度第3回の審議회를終了します。お忙しいところありがとうございました。

平成21年3月20日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 角田 義寛